

事案書 (経営会議 調整会議)

開催日：平成26年 5月29日 (木)

担当課：こども部 こども施策推進準備室

<p>件名：(仮称)大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例と規則の制定について</p>	
<p>提出理由：子ども・子育て支援新制度の実施に向け、家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する条例、規則を制定するにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月に成立し公布された、子ども・子育て関連3法に基づいて、子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)が平成27年4月1日から実施される。 新制度では、就学前の子どもに教育・保育を提供する施設として、これまでの幼稚園や保育所等に加え、新たに家庭的保育事業等(家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)が創設される。 この家庭的保育事業等については、市町村が認可権者となるため、児童福祉法第34条の16の規定により、厚生労働省令で示される基準をもとに、市が条例で認可基準を定めなければならない。 平成27年4月の新制度実施に向け、家庭的保育事業等を開始しようとする事業者の募集や認可の審査等を平成26年度中に行うには、事業者の準備期間を確保する必要があることから、平成26年10月までに条例制定が必要である。 <p>2. 条例制定の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省令で示される「従うべき基準」と「参酌すべき基準」のうち、「従うべき基準」については、省令のとおりの基準を定める。 参酌すべき基準については、適正な事業運営に必要な標準的なものと捉えられること、また、認可は新たなものであり課題の把握も難しいことから、省令のとおりの基準とし、実績を踏まえ再検討することとする。 	<p>3. 条例及び規則の内容</p> <p>(1) 条例に定める事項</p> <p>① 条例の趣旨</p> <p>② 基準における基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが心身ともに健やかに育成されるよう保障すること 市は最低基準の向上について事業者に勧告できること 事業者は最低基準の向上に努めること 事業者における一般的な原則(利用乳幼児の人格の尊重、事業の自己評価及び外部評価の実施等) <p>(2) 規則に定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育従事者の資格、配置割合 給食の提供方法 関係機関との連携 保育室等の設備、面積 屋外遊戯場の要件 施設の耐火基準 運営に関する基準 <p>4. 県内他市の状況(平成26年4月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参酌基準のとおり条例に定める市：13市 参酌基準をもとに検討中の市：5市
<p>経 過</p> <p>H24. 8 子ども・子育て関連3法 公布</p> <p>H25. 4 子ども・子育て会議(国)設置</p> <p>H26. 4 省令公布(H26.4.30)</p>	<p>今後の予定</p> <p>H26. 7 市民意見公募手続の実施</p> <p>H26. 9 議案上程</p> <p>H26.10 広報掲載、事業者向け説明会の開催</p> <p>H27. 4 条例施行</p>